

区職員による生活保護費横領事件にかかる再発防止策

東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会

検 討 結 果 報 告 書

平成30年8月

東 京 都 北 区

目 次

1	はじめに	2
2	事件の概要	3
3	再発防止策	4
	①生活保護費の支給と会計処理の改善	5
	②事務懈怠防止と不正防止の取組み	6
	③業務管理の見直し	7
	④人事管理の見直し	8
	⑤職員と管理監督者の資質向上	9
4	まとめ	10

【参考】

●事件の経緯と事件発覚後の区の対応等	11
--------------------	----

【参考資料】

●用語の解説等	13
●東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会設置要綱	14

1 はじめに

北区で発生した元区職員2名による生活保護費横領事件は、不正期間や不正支出額の規模などが北区政全般にわたる信頼と生活保護行政全体の信頼と信用を失墜させる大きな事件であり、このような事件を二度と引き起こしてはならない。そこで、北区は、平成30年7月、本件事件の原因究明と再発防止策の構築を早期に行うことを目的として、区職員と外部の有識者で構成する「東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。

検討委員会では、北区福祉事務所における生活保護に関する事務処理等の現状を踏まえた改善策について、生活保護行政については首都大学東京大学院の岡部卓教授から、会計運営や金銭管理については日本公認会計士協会東京会北会会長の小池孝則公認会計士から、それぞれ専門的立場に立った組織運営改善に関する意見や提言が多数出され、これらの意見等をもとに、以下の5つの観点からの検討を行い、20項目の再発防止策を取りまとめた。

- ①生活保護費の支給と会計処理の改善
- ②事務懈怠防止と不正防止の取組み
- ③業務管理の見直し
- ④人事管理の見直し
- ⑤職員と管理監督者の資質向上

なお、本報告書に掲げた再発防止策は、直ちに実施するもの、今後速やかに実施するもの、課題整理のうえ実施するもの、時期を設定して取り組むものとしている。区は、二度と同様の事件を発生させないという強い意志と信念に基づき、生活保護行政そして区政に対する区民の信頼と信用の回復に向け、再発防止策を確実に実施すべく、全力で取り組んでいかなければならない。

2 事件の概要

平成30年3月上旬の事件発覚後、北区福祉事務所が内部調査を行って明らかになった事件の概要は、以下のとおりである。

本件事件は、住所不定の生活保護受給者を担当する元区職員A（以下「A」という。）及び元区職員B（同年3月31日付で退職。以下「B」という。）の2名が生活保護費を区から不正に支出させて着服したものであり、第1回検討委員会の時点では、Aの不正支出額は約6,500万円、Bの不正支出額は約1,300万円であったが、その後の調査により、第3回検討委員会の時点では、Aの不正支出額は約8,600万円にまで膨らんでいる。

このような多額な不正支出になった背景については、Aは17年間、Bは10年間、引き続き、生活保護行政に従事しており、そのうちAは13年間、Bは10年間にわたって、人事異動や担当替えがないまま、住所不定の生活保護受給者を担当し続けていたこと、また、AやBが所属する生活福祉課相談係の通称「住所不定チーム」の事務処理は、居宅者の生活保護相談・申請とは異なる流れとなっており、北区福祉事務所内でも特殊な位置づけとしていたことなどが挙げられる。

また、本件事件の不正の手段については、Aは、平成22年5月から平成30年3月までの間、担当する生活保護受給者16人が死亡・転出しているにもかかわらず、「死亡・転出廃止」の事務処理を行わず、当該死亡者・転出者と面接したことを示す虚偽の「面接カード」と、保管していた「印鑑」を提示して経理担当（生活福祉課保護給付係の職員）を欺くなどにより、当該死亡者・転出者が生存しているものとして生活保護費を区から不正に支出させたものである。

不正支出の規模が最も大きなものは、7年10か月にわたる約1,240万円の不正支出であり、転出後に他の自治体で生活保護を継続受給していることが転出先自治体への調査などで明らかになっているが、このような調査を行っている案件が他にも数件あることなどから、Aの不正支出額はさらに膨らむ見込みである。

Bの不正支出については、現時点で明らかになっているものは、平成22年3月から平成30年2月までの間、知人の名を使って区から不正に支出させた1件、約1,300万円のみである。

なお、内部調査に対し、Aは不正支出額の一部を生活費や遊興費に使ったことを認めているが、不正を行った動機については、AとBのいずれも「不明」である。

3 再発防止策

検討委員会では、事件の概要と北区福祉事務所における生活保護に関する事務処理等の現状を確認した後、外部委員を中心とした委員からの指摘等を踏まえ、組織運営全般についての改善策について、次ページ以降に示す①から⑤までの5つの観点からの検討を行い、20項目の再発防止策を取りまとめた。

なお、再発防止策については、直ちに実施するものから、課題整理のうえ実施するものまで、実施時期に応じて下表のとおり区分している。

【再発防止策の実施区分】

実施区分	再発防止策
A 直ちに実施 (既に実施済みを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●ケースワーカー払いの運用を廃止する。 ●公務員倫理や生活保護の研修を継続実施する。 ●遺留金品の保管管理を徹底し、保管期間を経過した印鑑は廃棄する。 ●査察指導員には専門性を重視した配置を行う。
B 今後速やかに実施 (概ね新年度開始まで)	<ul style="list-style-type: none"> ●「(仮称)金銭管理事務処理基準」を策定する。 ●生活保護費の会計処理を「資金前渡」に変更する。 ●ケースワーカーの担当替えを徹底する。 ●事務処理状況の確認を徹底する。 ●住所不定チームの廃止と地区担当の再編を行う。 ●ケースワーカーや査察指導員の業務履行確認の仕組みを構築する。 ●職員が悩みなどを上司等に相談しやすい職場環境にする。 ●生活保護実施体制を調査・研究する。 ●管理監督者に対する研修を充実させて継続実施する。
C 準備が整い次第実施 (遅くとも新年度中に)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護費の窓口払いに支給引換書兼領収書方式を導入する。 ●無料低額宿泊所から居宅移行等に順次切り替える。 ●福祉事務所の職員に対する公金取扱いについての実務研修を実施する。 ●事務の効率化による職員の負担軽減策について研究する。 ●管理監督者の事務処理チェックマニュアル整備について研究する。
D 課題整理のうえ実施	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉事務所の窓口配置を変更する。 ●査察指導員の相互チェック体制整備と担当替えを徹底する。

①生活保護費の支給と会計処理の改善

北区福祉事務所の現状

- 生活保護費の窓口払い（現金支給）が全体の1割強（約1,000世帯）ある。
- 生活保護受給者に代わってケースワーカーが生活保護費を受領する「ケースワーカー払い」という運用があり、生活保護受給者本人の「印鑑」と「面接カード」があれば保護給付係から生活保護費を受領することができる。
- 区内に3か所ある無料低額宿泊所に入所している生活保護受給者の生活保護費は、住所不定チームの査察指導員とケースワーカーがまとめて保護給付係から現金で受領し、面接相談室で施設長に支払っている。
- 現金支給の生活保護費は、生活福祉課長が生活保護受給者から委任を受けたものとして会計課から代理受領し、最大一年分を福祉事務所の金庫で保管している。
- 生活保護の相談窓口は1階、生活保護費の支給窓口は2階であり、窓口払いの日には、生活保護受給者が狭い階段や廊下に長蛇の列を作って並び、職員の移動導線の確保などに支障が出ている。
- ケースワーカーなどの福祉事務所職員には、生活保護費等の現金取扱いに着目した研修は行っていない。

検討委員会における指摘

- 北区は窓口払いの生活保護受給者が多い。
- ケースワーカーが生活保護費を現金で受領することは、一般的にはあり得ない。また、ケースワーカーが生活保護受給者本人の「印鑑」を持っていることや、「面接カード」のあり方が問題である。
- 北区は無料低額宿泊所の利用者が多いが、社会福祉法の改正によって無料低額宿泊所の取扱いが厳格化されていることから、今後は、居宅や施設入所での保護に切り替えていくべきである。
- 現金支給の生活保護費について、窓口払いの総額を生活福祉課長が代理受領するという仕組みは異例である。
- 生活保護の相談窓口と支給窓口が分かれているのはいかがか。現金を扱う窓口は、カウンターを職員が見通せるようになっている配置が望ましい。
- 福祉事務所の職員は、公金の取扱いについて、高い倫理観をもって仕事をしなければならず、生活保護費の支給や現金の取扱いについての実務研修を受講すべきである。

再発防止策（A：直ちに実施 B：今後速やかに実施 C：準備が整い次第実施 D：課題整理のうえ実施）

●ケースワーカー払いの運用を廃止する。

- 生活保護費の窓口払いの対象者を減らし、ケースワーカーが現金を取り扱うことがないようにするため、「ケースワーカー払い」の運用を廃止し、「本人口座払い」や「送金払い」に切り替えることを基本とする。(A)

●生活保護費の窓口払いに支給引換書兼領収書方式を導入する。

- 生活保護費の窓口払いにおいては、生活保護受給者本人が「面接カード」と「印鑑」を持参して受領する仕組みから、あらかじめ送付する「(仮称)生活保護費支給引換書兼領収書」と「印鑑」を持参して受領する仕組み（(仮称)支給引換書兼領収書方式）に変更する。(C)

●「(仮称)金銭管理事務処理基準」を策定する。

- ケースワーカーが現金を取り扱わないことなどを明文化した「(仮称)金銭管理事務処理基準」を策定する。(B)

●無料低額宿泊所から居宅移行等に順次切り替える。

- 住所不定の生活保護受給者については、社会福祉法の改正を踏まえ、無料低額宿泊所の利用を減らし、居宅移行や施設入所による保護に順次切り替える。(C)

●生活保護費の会計処理を「資金前渡」に変更する。

- 現金支給の生活保護費の会計課からの受領については、前渡金の保管や清算方法などの条件整備を行ったうえで、これまでの「代理受領」の方法から「資金前渡」の方法に変更する。(B)

●福祉事務所の窓口配置を変更する。

- 生活保護の相談窓口と給付窓口の職員の連携がしやすく、見通しがきくような職場レイアウトの変更を行う。(D)

●福祉事務所の職員に対する公金取扱いについての実務研修を実施する。

- 福祉事務所の職員には、他の公金を取り扱う区職員と同様の公金取扱いにかかる実務研修を実施する。(C)

②事務懈怠防止と不正防止の取組み

北区福祉事務所の現状

- ・住所不定チームのケースワーカーは、「地区」ではなく「人」を担当しているために、担当替えを行わず、結果として、AもBも長年にわたって同じ生活保護受給者を担当していた。
- ・Aは、死亡や転出している生活保護受給者の「死亡廃止」や「転出廃止」の事務処理を行わず、生活保護費が支給され続ける状態を放置していた。また、未受領となっている生活保護費の処理状況の確認を行っていなかった。
- ・課長は、「保護決定調書」や「ケース記録票」の決裁処理において、査察指導員がケースワーカーの事務処理状況を適切に確認しているものとして処理しており、課長自らの内容確認は不十分であった。
- ・Aは、ケースワーカー当時の事務処理懈怠が発覚しないよう、査察指導員になった以降も引き続き、自らケースワークを行い、東京都の指導検査の際には、他のケースワーカーに振り分けて臨時に「査察指導台帳」を作成することなどにより、東京都の担当者を欺いていたが、査察指導員相互のチェック機能がなく、課長や他の査察指導員はこのような状況を把握することができなかった。
- ・Aは、過去に死亡した生活保護受給者の遺留金品（財布、通帳、キャッシュカード、現金）を自分の机の引出しに入れて管理していた。
- ・AとBは、ファイリング管理すべき生活保護関係の書類を机の上に山積みになっていた。

検討委員会における指摘

- ・ケースワーカーが同じ生活保護受給者を担当し続けることが今回の事件を招いており、生活保護受給者との適切な関係を保つためにも、ケースワーカーは例外なく2年で担当替えを行うことを徹底すべきである。ケースワーカーの業務に未処理（積み残し）があることを理由に業務を引き継がないというような例外を作るべきではない。
- ・事務処理の遅れにより、生活保護の申請者や受給者の最低生活保障に影響が生じるため、事務処理のチェック体制はしっかりすることが大切である。また、未受領となっている生活保護費は、事実関係を速やかに調査して処理すべきである。
- ・ケースワーカーが作成する生活保護の記録などは、査察指導員がきちんと確認したうえ、課長が決裁としてお墨付きを与えるのが実務的な対応であり、例外的なものがあれば、課長と査察指導員が協議して判断すべきである。また、生活保護業務においては、査察指導員が相互にチェックする仕組みも必要である。
- ・区民の生命にかかわる、より弱い立場の人たちを対象としている福祉事務所の職員は、事務処理や公金の取扱いについて、高い倫理観をもって、より丁寧な仕事を行っていかなければならない。
- ・死亡した生活保護受給者の遺留金品を職員が自らの机で管理しているというのはいり得ない。
- ・机が山積みになっている状態を課長や周囲の職員が注意しなかったことが問題である。

再発防止策（A：直ちに実施 B：今後速やかに実施 C：準備が整い次第実施 D：課題整理のうえ実施）

●ケースワーカーの担当替えを徹底する。

- ・生活保護受給者との緊張感を持ったケースワークを行うためにも、ケースワーカーが担当する生活保護受給者は2～3年ごとに例外なく変更する。(B)

●事務処理状況の確認を徹底する。

- ・保護給付係は、「住記・外国人異動者リスト」や「未受領者のお知らせリスト」に基づき、ケースワーカーによる「死亡廃止」や「転出廃止」の事務処理や保護費支給の実施状況、「葬祭扶助」の支出の有無などを確認して、事務処理懈怠を早期に発見する。(B)
- ・査察指導員は、生活保護受給者から定期的に提出される「収入申告書」等のケースワーカーによる事務処理が、「保護決定調書」や「ケース記録票」の点検・審査と「査察指導台帳」により、遅滞なく確実に実施されていることを確認する。また、未受領分の生活保護費については、速やかにケースワーカーの訪問調査を実施し、保護の停止や廃止の事務処理を行うことを徹底する。(B)

●査察指導員の相互チェック体制整備と担当替えを徹底する。

- ・北区福祉事務所におけるケースワーカーの事務処理水準を一定程度に保ち、査察指導員の指導監督業務の水準を確保するため、査察指導員の相互チェック体制を整備することとし、査察指導員は2～3年ごとに担当地区を変更する仕組みとする。その際、査察指導員とケースワーカーが同時に同一地区に異動しないよう配慮する。(D)

●公務員倫理や生活保護の研修を継続実施する。

- ・事務処理の懈怠や不正を発生させないためにも、公務員倫理や規範意識の醸成、保護費支給や現金取扱いを含めた生活保護の実務知識、書類の整理整頓にかかるファイリング処理の方法などを習得するための研修を継続的に実施する。(A)

●遺留金品の保管管理を徹底し、保管期間を経過した印鑑は廃棄する。

- ・死亡した生活保護受給者の遺留金品については、「東京都北区福祉事務所単身者遺留金品取扱い要領」の規定に基づき、複数のケースワーカーによる検索を徹底するとともに、発見した遺留金品は保護給付係長に管理を委ねることを徹底する。あわせて、この要領の規定に基づく保管期間を経過した印鑑は廃棄する。(A)

③業務管理の見直し

北区福祉事務所の現状

- 住所不定者が生活保護の相談に来所した際には、住所不定チームのケースワーカーが面接相談から生活保護の申請・決定まで一括して事務処理を行っており、面接相談員が作成すべき「面接記録票」は作成していない。
- 査察指導員が作成する「査察指導台帳」は、福祉事務所内で書式（フォーマット）が統一されておらず、査察指導員が個々に管理しているため、課長や他の査察指導員が内容を容易に確認することができない。

検討委員会における指摘

- 住所不定者の面接相談について、面接相談員ではなく、住所不定チームのケースワーカーが行っており、かつ、面接記録票を作成していないことは理解できない。住所不定者か居宅者かにかかわらず、面接相談員による面接後に担当ケースワーカーに引き継ぎ、業務の連続性の確保や、ケースワーカーとは異なる視点でのチェック機能を働かせるべきである。
- 金融機関では、従業員に5営業日連続の休暇を取らせることを義務付け、その期間は他の従業員に業務をやらせることで、不正を発見しやすくするという対策をとっているところもある。また、従業員に業務日誌を毎日出させ、上司が業務の履行確認を行う仕組みもある。これらを参考にしてもよいのではないか。
- 東京都の指導検査は1年に一回、会計検査院検査は数年に一回であり、ケースワーカー一人あたり数件のチェックが行われるだけであるため、区としてのチェック体制を検討すべきである。

再発防止策（A：直ちに実施 B：今後速やかに実施 C：準備が整い次第実施 D：課題整理のうえ実施）

●住所不定チームの廃止と地区担当の再編を行う。

- 住所不定者と居宅者との対応を統一するため、住所不定チームは廃止し、住所不定チームの業務を均等に振り分け、併せて、現在12地区となっている地区担当の再編を検討する。この再編により、住所不定者も居宅者と同様、面接相談員が「面接記録票」を作成することを徹底する。(B)

●ケースワーカーや査察指導員の業務履行確認の仕組みを構築する。

- 「査察指導台帳」の書式や保存場所を福祉事務所内で統一し、課長、他の査察指導員、保護給付係職員などが査察指導員やケースワーカーの業務の進捗状況を、複数の目で、的確にチェックできるようにする。(B)
- 査察指導員は、ケースワーカーが作成する「ケース記録」の定期的なチェックを徹底する。(B)

●職員が悩みなどを上司等に相談しやすい職場環境にする。

- ケースワーカーが仕事上の悩みなどを上司等に相談しやすくするため、定期的なミーティングを開催する。(B)

④人事管理の見直し

北区福祉事務所の現状

- 平成30年3月現在、ケースワーカーが担当する生活保護世帯は一人あたり8.4世帯であり、社会福祉法の標準数(80世帯)を上回っており、担当する世帯については一人で事務処理等を行うことが基本となっている。
- これまでも、年金調査、退院促進、健康管理支援などの非常勤職員活用や、就労支援、金銭管理支援などの外部委託導入などにより、ケースワーカーの負担軽減を図っている。
- 査察指導員やケースワーカーは、個々に独自のスタイルで査察指導台帳やケース記録を作成しており、業務時間にかなりの差が見られる。
- 保護給付係は、9人の職員で12地区プラス住所不定チームの生活保護受給者計約7,800世帯の生活保護決定調書の審査を行っているが、毎年のように新規採用職員が配属され、職員の知識や経験不足が否めない。
- 福祉事務所の査察指導員は、ケースワーカー経験者の配置を原則としている。

検討委員会における指摘

- 現在も様々なケースワーカーの負担軽減策をとっているが、さらなる負担軽減を検討すべきである。それでも、ケースワーカーの絶対的な人員不足がある場合には、増員も考える必要があるのではないか。
- 査察指導員やケースワーカーの負担軽減には、業務の効率化が重要であり、作成書類の書式(フォーマット)を統一して、書くべきことを共通化することも大切である。
- 保護給付係の職員は、生活保護費支給にかかる決裁処理の締切日には深夜まで残業している状況とのことであるが、査察指導員がケースワーカーに締切日を待たずに事務処理を行うことを指導・徹底すべきでないのか。それでも改善が難しい場合には、体制の見直しも検討すべきである。
- 福祉事務所に配属する職員の人事政策上のキャリアパターンは特にないようだが、生活保護の実施には、対人援助能力に加え、他法関係の知識も含めた事務処理能力が必要であり、そのような能力を持った査察指導員(係長)を配置すべきである。

再発防止策 (A:直ちに実施 B:今後速やかに実施 C:準備が整い次第実施 D:課題整理のうえ実施)

●生活保護実施体制を調査・研究する。

- 生活保護世帯数や構成などが類似する自治体に対し、ケースワーカー、査察指導員、経理部門の職員数、業務の外部化状況などを調査・研究し、事務執行体制見直しの必要性を検討する。(B)

●事務の効率化による職員の負担軽減策について研究する。

- 福祉事務所内にプロジェクトチームを設置し、「査察指導台帳」や「ケース記録」などに記述すべき内容を精査するなど、福祉事務所としての統一的な運用を行って事務の効率化を図る方策を研究する。(C)

●査察指導員には専門性を重視した配置を行う。

- 福祉事務所の査察指導員は、福祉専門職などの専門性の高い職員を含め、他課等で職員の人事管理を経験したケースワーカー経験のある係長級職員を配置する。(A)

⑤職員と管理監督者の資質向上

北区福祉事務所の現状

- 課長は、Aが福祉事務所でのケースワーカー経験が長く、住所不定チームでの対人援助能力に優れていたことから、査察指導員になった以降も、事務処理もきちんと履行しているものと信じて業務を任せきっており、決裁処理においても、十分な内容確認を行っていなかった。
- 課長は、Aが「対人援助能力」には優れていたが「事務処理能力」に欠けていたことを見抜けなかった。
- Aは、過去に死亡した生活保護受給者の遺留金品（財布、通帳、キャッシュカード、現金）を自分の机の引出しに入れて管理していた。【再掲】
- AとBは、ファイリング管理すべき生活保護関係の書類を机の上に山積みになっていた。【再掲】

検討委員会における指摘

- 管理監督者が不正の兆候を見逃さないことが重要であり、職員を過信していると見落としがちになってしまうものである。
- 残業が多くなったり、メンタルヘルス不全の兆候が見られるなど、不正の発生につながるような兆候を見抜くという観点からの研修を管理監督者には受けさせるべきである。
- 課長は、「査察指導台帳」や「ケース記録」などから、ケースワーカーの事務処理状況などを的確に把握できるようにすべきである。
- 査察指導員は、「管理的機能」「支持的機能」「教育的機能」の3つの要素を兼ね備えていなければならず、生活保護の業務では、「事務処理」と「相談援助」の2つを両立できなければ仕事として成り立たない。
- 区民の生命にかかわる、より弱い立場の人たちを対象としている福祉事務所の職員は、事務処理や公金の取扱いについて、高い倫理観をもって、より丁寧な仕事を行っていかなければならない。【再掲】
- 死亡した生活保護受給者の遺留金品を職員が自らの机で管理しているというのはいり得ない。【再掲】
- 机が山積みになっている状態を課長や周囲の職員が注意しなかったことが問題である。【再掲】

再発防止策（A：直ちに実施 B：今後速やかに実施 C：準備が整い次第実施 D：課題整理のうえ実施）

●管理監督者に対する研修を充実させて継続実施する。

- 管理監督者が職員の不正の兆候に気付き、管理職が査察指導員の資質や能力を正しく見極めることができるよう、管理監督者に対する「メンタルヘルス研修」や管理職に対する「人事考課研修」などの研修内容を充実させて継続実施する。(B)

●管理監督者の事務処理チェックマニュアル整備について研究する。

- 査察指導員による「査察指導台帳」による業務の履行確認に加え、管理職も含めた管理監督者が職員の業務を素早く確実にチェックできる「(仮称)チェックポイントマニュアル」の整備について、調査・研究する。(C)

●公務員倫理や生活保護の研修を継続実施する。【再掲】

- 事務処理の懈怠や不正を発生させないためにも、公務員倫理や規範意識の醸成、保護費支給や現金取扱いを含めた生活保護の実務知識、書類の整理整頓にかかるファイリング処理の方法などを習得するための研修を継続的に実施する。(A)【再掲】

4 まとめ

事件発覚から約半年となるが、依然として、元職員Bについては、警察捜査への影響などから事件の詳細が明らかになっておらず、また、現在も継続している区の内部調査においては、AやBの事務懈怠による生活保護費の未支給などの事実が複数明らかになってきている。

このように、事件の全容が十分には明らかにならず、また、限られた時間の中での検討委員会における検討となったが、検討委員会は、事件発覚から元職員Aが逮捕されるまでに明らかになった事実関係をもとに、事件の原因究明と再発防止策について、現時点における一定の結論として、再発防止策を取りまとめた。

区は、この再発防止策に速やかに取り組み、継続的かつ着実に実施していくとともに、その効果を検証しながら、随時、再発防止策の見直しも行っていく決意である。

あわせて、再発防止策の取組みと結果については、区民の皆さまをはじめ、区議会、区監査委員、そして、検討委員会の外部委員に対して、適宜、報告を行っていく。

なお、今後、元職員Bについて、警察捜査の進展等により、解決すべき新たな課題などが浮かび上がってきた場合には、検討委員会を再開して、さらなる検討を行っていく。

【参考】

●事件の経緯と事件発覚後の区の対応等

○事件の経緯

平成30年3月5日、年度末に際し、生活福祉課相談係長がA及びBに対し、机の片付けを指示したところ、Aについては、生活保護受給者が既に死亡しているにもかかわらず、保護廃止の事務処理を怠り、死亡後1年以上が経過した後に処理を行っているケースが発見され、当該ケースの生活保護費の支給状況を確認したところ、当該生活保護受給者の死亡後の生活保護費が受領済みとなっていることが判明し、事件が発覚した。

また、生活福祉課保護給付係が作成している「窓口払い未受領者のお知らせ」により、生活保護費を4か月以上受取りに来所していない生活保護受給者が、Aが担当する生活保護受給者で28件、Bが担当する生活保護受給者で8件あることが確認できたため、これらのケースは、生活保護受給者が死亡、失踪、転出などで保護を要しなくなっているにもかかわらず、A及びBが保護廃止の事務処理を怠っている可能性が高いことが判明した。

さらに、同係長などがA及びBの机の書類等を回収して整理したところ、Aの机等から過去に死亡した生活保護受給者のものと思われる遺留金品（財布、通帳、キャッシュカード、現金）が複数発見され、現金総額は約12万円となることを確認した。

区では、未受領となっている生活保護費にかかる生活保護受給者の状況等を確認するため、生活保護法に基づく戸籍調査やA及びBに対する事情聴取などの内部調査を行ったところ、同年5月11日時点で、Aは死亡した生活保護受給者7人分の生活保護費を約3,000万円、Bは知人の名を使って生活保護受給者1人分の生活保護費を約1,300万円、それぞれ区から不正に支出させたことを認めたことから、同日付で1回目の報道発表を行った。

その後も、区は、内部調査の継続による事件の全容解明に向けた取組みを進める一方、A及びBを警察に告訴する前提で、同年4月以降、警察の捜査にも全面協力してきたが、同年6月2日、Aが担当する生活保護受給者のうち、転出した5人についてもAが生活保護費を区から不正に支出させ、死亡した7人と合わせた不正支出額は約6,500万円となることが判明し、Aはその一部を自らの生活費や遊興費に使うために着服したことを認めた。

○内部調査の実施状況

平成30年3月5日の事件発覚以降、福祉事務所では、査察指導員及びケースワーカーが、A及びBが担当していた生活保護受給者について、既に死亡、失踪、転出している者を抽出して生活保護法に基づく戸籍調査などを行い、A及びBが行った不正支出の期間を特定させる一方、生存している者に対する聞き取り調査などを行い、毎月の生活保護費支給の過不足等を確認した。

また、平成30年3月から6月までの間、Aに対しては4回、Bに対しては2回、生活福祉課長又は職員課長が事情聴取による事実関係の確認を行った。

○A及びBに対する捜査等の状況

区は、A及びBを警察に告訴する前提で、本件事件にかかる警察の捜査に全面協力してきたが、区は平成30年6月15日、Aの詐欺行為を確実に裏付ける拳証資料の存在する平成29年度分の不正支出分の被害額を219万9,240円と確定し、Aを詐欺の罪で警察に告訴した。

これを受け、警察は、同年7月4日、Aを詐欺の容疑で逮捕した。

Bについては、引き続き、区の内部調査を徹底するとともに、警察捜査に全面協力し、犯罪を裏付ける拳証資料や不正支出額の確定などに向けた取組みを進めている。

○A及びBに対する区の処分等

本件事件については、A及びBの行為が犯罪行為であり、区民の信頼を著しく裏切るものであることから、Aには「懲戒免職」の処分、Bには「懲戒免職相当」の措置を決定するとともに、A及びBの不正支出にかかる時期に管理監督者であった職員計10人を「減給10分の1・1か月」又は「戒告」の懲戒処分とした。

また、A及びBの任命権者であり、区の最高責任者である区長は、本件事件の責任を重く受け止め、自らの給料を50パーセント・3か月減額するとともに、副区長2人は給料の30パーセント・3か月、教育長は給料の10パーセント・1か月を減額することとし、平成30年6月29日開催の区議会定例会にて条例案が可決成立した。

○東京都特別指導検査等

区が実施した内部調査の実施結果や再発防止策の検討状況などを確認するため、東京都は平成30年8月6日から10日まで「特別指導検査」を実施した。この検査では、区が事前に提出したA及びBが関わった世帯リストに基づき、保護決定調書、ケース記録、各種決定処理に伴う拳証資料等の事務処理状況などが確認された。

その結果、住宅扶助費や一時扶助などの拳証資料がないもの、収入認定や保護決定に誤りがあるものなど、事務処理上の誤りなどが数十件見つかっており、今後、東京都の指示等にしながら、適切な措置を行っていくことになる。

なお、東京都は年内にもう一度、特別指導検査を実施する予定であり、その検査結果次第では、さらなる特別指導検査が実施される可能性もあるため、国等に対する国庫負担金等の返還額の確定時期は未定となっている。

○検討委員会の設置・開催

区は、本件事件の重大性を踏まえ、事件の徹底した原因究明と再発防止策の検討を行うため、平成30年7月1日、以下の構成員による「東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会」を設置し、3回にわたって検討委員会を開催した。

【構成員】

委員長	：小野村弘幸	北区福祉事務所長（健康福祉部長）
副委員長	：中澤 嘉明	北区総務部長
委員	：土屋 修二	北区政策経営部経営改革・公共施設再配置推進担当課長
委員	：関根 和孝	北区総務部総務課長（総務部参事事務取扱）
委員	：松田 秀行	北区総務部職員課長
委員	：田中 英行	北区健康福祉部健康福祉課長
委員	：岩田 直子	北区健康福祉部高齢福祉課長
委員	：加藤 富男	北区健康福祉部障害福祉課長
委員	：村野 重成	北区会計管理室会計課長（会計管理室長事務取扱）
外部委員	：岡部 卓	首都大学東京大学院人文科学研究科社会行動学専攻科教授
外部委員	：小池 孝則	日本公認会計士協会東京会北会会長（公認会計士）

【開催状況】

第1回	：平成30年7月 9日（月）	事件の概要確認、事実関係と問題点の分析
第2回	：同 年7月27日（金）	原因究明と再発防止策の検討
第3回	：同 年8月20日（月）	検討結果報告書(案)の検討

【参考資料】

●用語の解説等

【か行】

○ケース記録票

ケースワーカーが生活保護受給世帯に対して扶助費支給の根拠と自立に向けて援助した記録を時系列に記載するもの。

○ケースワーカー

社会福祉法の規定により福祉事務所に置かれる職員で、生活保護受給者の相談・援助に従事する。地区担当員・現業員とも呼ばれる。特別区・市が設置する福祉事務所では、ケースワーカー一人あたりの担当世帯の標準数は80世帯である。

【さ行】

○査察指導員

社会福祉法の規定により福祉事務所に置かれる職員で、ケースワーカーを指導監督する（通常は係長級職員）。ケースワーカー7人につき1人が標準数とされている。査察指導員は、福祉事務所の中核的な職員として、①管理的機能（ケースワーカー業務の管理）、②支持的機能（ケースワーカーへの技術的・精神的サポート）、③教育的機能（ケースワーカーの育成指導）を担うことが求められている。

○査察指導台帳

ケースワーカー業務の進行を管理するために、査察指導員が作成する台帳。生活保護受給世帯ごとの課題やケースワーカーによる指導援助の経過等を記載している。

○住所不定チーム

住所不定者へのきめ細やかな保護と配慮を専門に行うことを目的として、平成13年度に北区福祉事務所・生活福祉課相談係に設置した専管組織の通称。

【は行】

○保護決定調書

生活保護の決定および実施に関するすべての決裁が行われる決裁書のこと。

【ま行】

○無料低額宿泊所

住所不定者の入居用「宿泊施設」。社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設。様々な問題を抱えて住まいや生活に困った者が、次の安定した居所に移行していくための一時通過施設であるとされている。

（北区内にある無料低額宿泊所）

- ・ライズケア赤羽（NPO法人ライズケア）
- ・中里荘（NPO法人エス・エス・エス）
- ・やすらぎの里東十条（NPO法人やすらぎの里）

○面接記録票

生活保護申請受理の場合、または面接相談のみの場合に、面接の経緯と相談結果を記録するもの。

●東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会設置要綱

東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会設置要綱

30北福生第1717号

平成30年6月11日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年3月に発見された生活保護費の横領事案(以下「事案」という。)の原因を究明し、再発防止策を構築するため、生活保護費横領再発防止検討委員会(以下「再発防止委員会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 再発防止委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事案に関する調査結果に基づき発生の原因を究明すること。
- (2) 組織管理上の問題点を抽出すること。
- (3) 再発防止策を構築すること。
- (4) その他、必要と認める事項

2 再発防止委員会は、前項の所掌事項を検討し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 再発防止委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、再発防止委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 再発防止委員会にワーキンググループを設ける。

2 ワーキンググループは、関係各課の係長級職員各1名ならびに福祉事務所生活福祉課及び北部地域保護担当課長付の係長級職員各1名をもって構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から再発防止委員会が第2条第2項に規定する報告を行った日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて再発防止委員会の会議を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、再発防止委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(報償費)

第7条 委員のうち学識経験者の報償費については、東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月東京都北区条例第15号）に準ずることとする。

(庶務)

第8条 再発防止委員会の庶務は、福祉事務所生活福祉課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、再発防止委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条第2項の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	福祉事務所長
副委員長	総務部長
委員	政策経営部経営改革・公共施設再配置推進担当課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部職員課長
委員	健康福祉部健康福祉課長
委員	健康福祉部高齢福祉課長
委員	健康福祉部障害福祉課長
委員	会計管理室会計課長
委員	学識経験者（岡部卓 首都大学東京大学院人文科学研究科 社会行動学専攻教授）
委員	学識経験者（小池孝則 日本公認会計士協会東京会北会 会長 公認会計士）